

一般社団法人 日本内視鏡外科学会 技術認定制度に関する規則

第1章 総則

第1条（目的）

内視鏡外科手術は、低侵襲的であるなどの利点から、消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、産科婦人科、泌尿器科、整形外科、内分泌外科など、多数の領域の手術に応用されているが、内視鏡下の手術野で、特殊な器具を用いて行う手術であり、高度な技術が要求される。この日本内視鏡外科学会技術認定制度（以下本制度）は、定款第4条第3号に基づき、各学会の定める専門医制度とは異なり、これら各関連領域において内視鏡手術に携わる医師の技術を高い基準にしたがって評価し、後進を指導するにたる所定の基準を満たした者を認定するもので、これにより本邦における内視鏡外科の健全な普及と進歩を促し、延いては国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条（対象手術手技）

本制度の対象となる手術手技は、腹腔鏡、後腹膜腔鏡、胸腔鏡、縦隔鏡などの内視鏡を用いて行う手術（内視鏡手術用支援機器を用いた手技も含む）で、消化管内視鏡、呼吸器内視鏡、尿路内視鏡、子宮鏡・卵管鏡、関節鏡を用いて行う手技は、対象外とする。

第3条（領域）

- (1) 本制度は、消化器・一般外科、呼吸器外科、泌尿器科、産科婦人科、整形外科、小児外科、内分泌外科の各領域で構成される。
- (2) 新たな分野からの本制度への参加の申出があった場合には、日本内視鏡外科学会技術認定制度委員会で審議し、理事会の議を経て決定される。

第4条（認定者の呼称と責務）

- (1) 本制度によって認定証の交付を受けた者を、日本内視鏡外科学会技術認定取得者（以下、技術認定取得者）と呼ぶ。
- (2) 技術認定取得者は、術者として安全な内視鏡手術を遂行するとともに、内視鏡手術手技の後進に対する指導、より安全で有用な技術および器具の開発、内視鏡手術に関する啓蒙に努め、もってわが国の内視鏡手術の健全な普及と進歩に貢献しなければならない。

第2章 技術認定制度委員会

第5条（設置）

日本内視鏡外科学会（以下、本学会）は、前章の目的を達成するために技術認定制度委員会（以下、制度委員会）を置く。

第6条（業務）

制度委員会の業務は以下のとおりとする。

- 1) 本制度に関する規約の作成並びに改定を行うこと。
- 2) 関連学会との連絡および調整、その他、本制度に関わるすべての問題に対処すること。
- 3) 本制度技術審査委員（以下、審査委員）の審査ならびに承認を行うこと。

第7条（制度委員の資格）

- (1) 制度委員会委員（以下、制度委員）は、次の1) ないし3) 号、および、4) または5) 号に定める資格を要する。

- 1) 本学会会員であること。
 - 2) 第1診療科群(患者が最初に受診することが予想される診療科群)あるいは第2診療科群(専門分化した診療科群)に属する領域の専門医であること。
 - 3) 本学会評議員であること。
 - 4) 技術認定取得者であること。
 - 5) 各領域の学会あるいは研究会を代表する者であること。
- (2) 制度委員の資格については前項のほか本制度に関する施行細則(以下、施行細則という)第1条に定めるところによる。

第8条(定員と任命方法)

- (1) 制度委員の定員は、1領域につき2名とする。
- (2) 制度委員は、各領域からの推薦を受け、理事長が指名し、理事会の承認を得る。
- (3) 各領域における推薦者については施行細則第2条に定めるところによる。

第9条(制度委員長の選任)

- (1) 制度委員会に委員長を置く。制度委員会委員長(以下、制度委員長)は、理事会の審議にもとづいて理事長が指名する。
- (2) 制度委員長は各領域の制度委員を兼任することができる。

第10条(制度委員長の業務)

制度委員長の業務は以下のとおりとする。

- 1) 必要に応じて、制度委員会ほか技術審査に関わる委員会を招集すること。
- 2) 制度委員会の決定事項を理事会に報告し、理事会の承認を得て執行すること。
- 3) 制度委員内定者、審査委員内定者、技術認定証交付内定者を理事会に報告しその承認議を得て各領域の制度委員に報告すること。

第11条(副委員長の選任と業務)

- (1) 制度委員会に若干名の副委員長を置くことができる。
- (2) 副委員長は、制度委員長と理事長の協議にもとづいて理事長が指名する。
- (3) 副委員長は各領域の制度委員を兼任できる。
- (4) 副委員長は制度委員長を補佐する。

第12条(任期)

- (1) 制度委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (2) 制度委員長、副委員長の任期は制度委員と同じとし、再任を妨げない。

第13条(欠員の補充)

制度委員あるいは制度委員長に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された制度委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条(顧問)

- (1) 制度委員会に若干名の顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は制度委員長が指名する。
- (3) 顧問の任期は制度委員長の交代のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 顧問は制度委員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 技術審査委員会

第15条（設置）

認定申請者の技術を審査するために、領域ごとに技術審査委員会（以下、審査委員会）を設置する。

第16条（業務）

審査委員会は、申請された書類ならびにビデオをもとに技術認定申請者の技量を審査し、結果を制度委員会に報告する。

第17条（審査委員の資格）

審査委員は、原則として、次の各号に定めるすべての資格を要する。なお、各領域の審査委員の資格については、各関連学会で協議し、制度委員会の承認を得るものとする。

- 1) 継続7年以上本学会会員であること。ただし、呼吸器外科、泌尿器科、産科婦人科、整形外科、内分泌外科の各領域における審査手続については施行細則第1条第2項に、消化器・一般外科領域及び小児外科領域における審査手続については施行細則第1条第4項に定めるところによる。
- 2) 各領域の専門医であること。
- 3) 技術認定取得後5年以上経過しており、その間さらに臨床経験を積み重ねていること。ただし、制度開始後10年に満たない間については施行細則第1条第3項に定める通りとする。
- 4) 本学会あるいは各領域の内視鏡外科手術に関する国内および国際学会ならびに学術雑誌において十分な業績を有すること。

第18条（審査委員選出方法）

審査委員は、各領域において施行細則第3条に定める手続により選任され、選任の結果は制度委員会に報告するものとする。

第19条（審査委員長）

- (1) 審査委員会に審査委員長を置く。
- (2) 審査委員長は、各領域で施行細則第3条所定の手続により選任され、選任の結果は制度委員会に報告するものとする。

第20条（審査委員の任期及び再任）

- (1) 審査委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。再任に際しては、内視鏡外科手術を継続して施行していることを各領域で施行細則第3条所定の手続により審査し、再任の結果は制度委員会に報告する。
- (2) 審査委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第21条（審査委員の資格喪失）

次の各号に該当する者は、制度委員会および理事会の承認を得て、審査委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により審査委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 申請書に虚偽の記載が認められたとき。
- 3) 各領域における専門医の資格を喪失したとき。
- 4) 審査委員の更新を受けないとき。
- 5) 技術認定の資格を喪失したとき。
- 6) 各領域の内視鏡外科手術に従事しなくなったとき。
- 7) その他、審査委員として不適当と認められたとき。

第22条（復活、再申請）

前条に定めるところにより資格を喪失した審査委員は、第18条の審査委員選出方法に従って再申請をし、その再審査を受け、制度委員会および理事会が承認したときは、復活する。ただし、申請書に虚偽が認められて資格を取り消された者は、原則として5年間再申請することができない。

第4章 技術認定申請資格

第23条（申請資格）

技術認定を申請する者（以下、申請者）は、次に定めるすべての資格を備えることを必要とする。なお、各領域の申請資格については、施行細則第5条に定めるところによる。

- 1）申請時に本学会会員であること。
- 2）各領域の主要な内視鏡手術を独立した術者として遂行できる技量を持っていること。
- 3）本学会ならびに関連学会が主催する、あるいはこれら学会が公認あるいは後援する内視鏡外科に関する教育セミナーに参加していること。

第5章 技術認定方法

第24条（申請方法）

申請者は、次の各号に定める申請書類の正本、ビデオ、並びに審査料を制度委員会に提出する。ただし、呼吸器外科、泌尿器科、産科婦人科、整形外科、内分泌外科の各領域における審査手続については施行細則第5条に定めるところによる。

- 1）技術認定申請書（領域を明記）
- 2）履歴書
- 3）各領域の専門医認定証（写）
- 4）各領域の学会、研究会の会員証明証
- 5）本学会ならびに関連領域の学会、研究会が主催あるいは公認、後援する内視鏡外科に関する、教育セミナー参加証明書類（写）（ただし、講師として参加した場合は、講師を務めたことを証明する書類）
- 6）申請者の内視鏡手術技術を保証し得る指導的立場にある者2名の推薦状
- 7）術者として最近行った内視鏡手術の未編集ビデオ（ただし、自分で企画し、指導医の補助を受けずに遂行したもの）。各領域におけるビデオの内容は施行細則第7条で定めるところとする。
- 8）業績目録
- 9）内視鏡外科関連の手術実績一覧表
- 10）別に定める技術認定審査料

第25条（審査方法）

審査委員は、第24条に定める申請書類およびビデオをもとに申請者の技量を審査する。1名の申請者を2名以上の審査委員が審査し、その結果をもとに審査委員会で判定する。判定結果は、制度委員会の承認を得て、理事会に報告し、その承認を受けるものとする。

第26条（認定証交付）

(1) 理事長は、本規則に基づいた審査の結果、内視鏡外科手術の術者として十分な技量があると判定された申請者に対して、以下の日本内視鏡外科学会技術認定証を交付する。

- 1）消化器外科・一般外科領域：日本内視鏡外科学会技術認定（消化器・一般外科）
- 2）呼吸器外科領域：日本内視鏡外科学会技術認定（呼吸器外科）
- 3）泌尿器科領域：日本内視鏡外科学会技術認定（泌尿器腹腔鏡）

- 4) 産科婦人科領域：日本内視鏡外科学会技術認定（産科婦人科）
 - 5) 整形外科領域：日本内視鏡外科学会技術認定（脊椎内視鏡）
 - 6) 小児外科領域：日本内視鏡外科学会技術認定（小児外科）
 - 7) 内分泌外科領域：日本内視鏡外科学会技術認定（内分泌外科）
- (2) 認定期間は、施行細則第11条で定めるとおりとする。

第27条（資格の更新）

- (1) 技術認定資格取得者が認定資格を得てから5年を経過したときは、審査委員会に対し資格の更新を申請することができ、制度委員会は申請者が以下に定める条件を満たしているときは当該技術認定資格を5年間更新するものとし、以下5年毎に同様とする。ただし、施行細則第8条ないし第10条に別段の定めを設けることとする。
- 1) 認定後更新申請時まで継続して臨床医務に従事していること。
 - 2) 認定後更新申請時までに、施行細則に定める症例数の手術に、術者または指導者として参画していること。
- (2) 上記1)号または2)号に定める条件を満たさない場合は、新たに、第24条第7)号に定めるビデオを提出して審査を受け、合格することによって技術認定資格を更新することができる。

第28条（資格更新審査と認定）

- (1) 更新は、下記各号の書類を審査委員会に提出し、審査委員会で前条に定める条件を審査、判定し、制度委員会の承認議を得て理事会に報告し、承認される。
- 1) 技術認定更新申請書
 - 2) 臨床従事確認書
 - 3) 臨床実績・学会参加実績報告書
 - 4) 手術実績一覧表
- (2) 更新の認定を受けた者の認定証交付については、第26条に準じて行う。
- (3) 更新手数料は、別に定める。

第29条（資格喪失）

次に該当する者は、制度委員会および理事会の承認議を得て、その資格を喪失する。ただし、呼吸器外科、泌尿器科、産科婦人科、整形外科、内分泌外科の各領域における資格と得喪については施行細則第12条に定めるところによる。

- 1) 正当な理由を付して、技術認定資格を辞退したとき。
- 2) 本会会員資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 4) 臨床に従事しなくなったとき。
- 5) その他、技術認定取得者として不適当と認められたとき。

第30条（資格復活）

- (1) 定款第8条に定めるところに従い、会費滞納を理由として本学会の会員資格を取り消されたため技術認定資格を喪失した者は、定款第6条に定めるところに従い新たに入会の申し込みを行い、これが認められたときは、技術認定資格の復活を申請することができ、制度委員会は理事会の承認議を経て、技術認定資格の復活を認めることができる。
- (2) 第1項による復活の認定期間は、直前の技術認定資格の認定日から起算して5年間とする。

第6章 補則

第31条（細則）

本規則を実施するために別に細則を設ける。

第32条（改定）

本規則の改訂は、制度委員会の提案のもとに理事会および社員総会の議決を経なければならない。

附 則

第1条（施行日）

この規則はこの法人の設立日（平成22年10月1日）から施行する。

附 則

第1条（施行日）

この規則の変更は平成25年11月28日から施行する。

第2条（経過規定）

- (1) 規則第7条（制度委員の資格）第4)号の規定は各領域において技術認定制度が開始されるまでの間は適用しない。
- (2) 規則第17条（審査委員の資格）第3)号は、各領域における制度が開始されて以降10年を経過するまでの間は、「この規則が制定される日に有効とされる制度の技術認定取得者であること」と読み替える。

附 則

第1条（施行日）

この規則の変更は令和3年12月2日から施行する。

第2条（経過規定）

前条の定めにもかかわらず、第23条は2023年度以降の申請者について適用するものとし、2022年度の申請者については、なお従前の例の通りとし、第1診療科群に属する領域の専門医取得以後、2年以上内視鏡外科の修練を行っていることを申請資格に含めるものとする。

附 則

第1条

この規則の変更は令和6年12月5日に施行し、第27条は2024年度以降の申請者について適用するものとする。

変更履歴 平成25年11月28日

令和3年12月2日

令和4年12月7日

令和6年12月5日